

川越市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 9 日

川越市長 森田 初恵

川越市条例第 3 0 号

川越市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

川越市認可地縁団体印鑑条例（平成８年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第１号中「第１９条第１項第１号へ」を「第１８条の３第１項第６号」に改める。

第５条中「に規定する」を「の規定による」に、「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に、「以下」を「第１１条第２項において」に改める。

第８条中「第２６０条の２第１１項」の次に「又は省令第１８条の３第７項」を加える。

第１２条中「第１９条第１項第１号ト」を「第１８条の３第１項第７号」に改める。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。